

勿凝学問 147

読売の年金改革案、よく分からないところがあるので教えてくださいませ

2008年4月16日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

今日4月16日水曜日に、読売の年金改革案が出たので、日経、朝日、読売と出そう。朝日、読売による、日経の年金改革案をはじめとした基礎年金税方式への批判は至極妥当なものであるため、もう、そうした話題をこの国で取り扱う必要もなかりとも思うんだけど——まあ、そうはいかないというのが世の中ってものなんだろう。

それにしても、年金の国民的論議の必要を言いはじめたのは租税方式論者だったわけで、僕らは、みんなが真剣に考えたらさすがに租税方式のおかしさを分かるだろうと思っていたから国民的論議は大いに歓迎だった。ということは、租税方式論者は真剣に考えたことがなかったということになるのだろうか・・・まあ、この論理、どこか間違えているかな(笑)。どこだと思う？

ところで、読売案。

最大のポイントは最低保障年金の提言にあるんだろう。でもその仕組みがよく分からない。きん子さんか、ねん太くんか、あるいはどなたか、今度、教えてくださいませ。

提言には、

現行制度について、ほころびがあって修正は必要だが長い時間や巨額の税財源を使ってまったく違う制度に切り替えるのは、むしろマイナスが大きいと判断。そのうえで、保険料を原則25年間納めなければ受給できない、という加入期間を、10年に短縮することにした。

だが、10年加入の受給額は月1万6500円の計算となり、老後の安心には不十分なことから、最低でも月5万円を受給できるように、年収200万円以下の高齢者世帯に限った「最低保障年金」を創設する。これに合わせて、40年間保険料を納めた場合の基礎年金満額を、現在の月6万6000円から月7万円に引き上げる。

とある。

ということは、被保険者期間 10 年を満たしている人にとって、

・高齢期の所得 > 200 万円 → 納付 1 年につき 1750 円 (7 万円 / 40 年)

・高齢期の所得 \leq 200 万円 → 5 万円 + 納付 1 年につき 667 円 ((7-5=2) 万円 / 30 年)

ということなのでしょう。

最低保障年金というのは、過去の保険料拠出履歴をエイヤツと無視してしまいさえすれば (それ自体、相当に難しいと思うのだけど)、制度の創設そのものは難しくはない。ただその後、保険料の納付インセンティブをキープするのが難しくなるんですよ、一般的に。

一回限りのゲームと繰り返しゲームとでは、ルールの作り方が異なってくるんだよね。今日の貧困高齢者を救うために最低保障年金を導入した (思い切ったことをよくやった!) っしかしその結果、勤労低所得者にとっては、10 年で 5 万円を受給できて、あと 30 年払っても 2 万円しか増えない制度になってしまった! ?

この時、どのくらいの人が 30 年間、毎月 1 万 5 千円程度の保険料を払おうとするのでしょうかねえ。将来的には、50 歳まで未納であり続けて 50 歳から保険料を支払いはじめ、被保険者期間 10 年の人が相当数出てくるんじゃないのかな。

そして老後、運良く所得 200 万円以下と認められて基礎年金が 5 万円、運悪く所得 200 万以上と判定されて 17,500 円しかもらえない人が大量にでてきはしないかと・・・老婆心ながら心配したりもする。

んっ? 低所得者への免除制度への職権適用を論じた次の文章もあるな。ということは、実は一回も保険料を払うこともなく、最低保障年金を受給できることを強調してくれてもいるわけかな。

低所得で保険料を納めきれない人たちへの対策としては、現在ある 4 段階の保険料免除を、厚生労働省が職権で積極的に適用する仕組みを設ける。

それと、最低保障年金 5 万円もらっても、生活保護を受給するばあいには、年金は資産にカウントされてしまい、その分が生活保護支給額から減額されるだけのことになると思うのですが、そういう人たちは、最低保障年金受給者の何割くらいを占めるのでしょうか?

そして、最低保障年金の受給認定は、所得のみをみて資産は一切みないということではないんですね? 年金受給年齢以前の人、および高齢期に生活保護を受給する人は、厳しい

ミーンズテストを受けるわけですよねぇ、当然ながら。このあたりの接続は、どうなるのでしょうか。。。また、所得が 200 万円を前後してあっち行ったりこっち行ったりする場合は、年金額が、減ったり増えたり上下するのでしょうかねぇ(6_6)? もしそうならば、境界領域の限界税率がえらく高くなりそうですけど。。。。

などなど。

所得制限付き最低保障年金という、これまで「防貧機能」しか期待されていなかった年金保険に、ある日突然「救貧機能」を組み込もうとすると、いくつも厄介な話が出てくるわけである。一回限りのゲームであれば有効な手口が繰り返しゲームの中では返ってあだになる、そういうことが世の中には多々ある。そのあたりが、僕もこれまで政治家をはじめとした多くの人から、「今の低所得高齢者を救うために最低保障年金はできないでしょうか?」と何度問われても、「お気持ちは分かりますが、年金でやるのは難しい」としか答えられなかった理由だったりもする。読売案ではどうやって、これらの問題をクリアーしているのか。。。新聞の特集を読むのみでは、ちょっと分かりづらかったので、よろしくお願いします。

いろいろと教えてくださいませ。 > きん子さん

読売の年金改革案がどういうものになるのかは、それこそいろんなところから情報が入ってきていたから分かっていたんだけど、それにしても今朝の記事をみて、昨年 10 月 8 日に読売 1 面トップで報じられた、下記の「低所得層に基礎年金加算」の記事を思い出しました。

(支給開始年齢引き上げを言うのがスキだった読売が、それに触れなかったことも興味深かったので、そのあたりの事情にも、興味があります。。。)

ちなみに、下記の記事を取り扱ったのは読売だけであり、記事に与党と書いてあるのは、おそらく公明党のことであって、自民党は含まれていないと思う。

低所得層に基礎年金加算 年収160万未満、月6.6万→8.3万円

2007/10/08, 東京読売新聞 朝刊, 1 ページ

◆財源新たに9000億円 政府・与党検討

政府・与党は、低所得者層に対する国民年金(基礎年金)の加算制度創設の検討に着手した。7日、明らかになった制度の原案によれば、年収160万円未満の単身世帯などを対象に、現在満額で月約6万6000円支給されている国民年金を約25%引き上げて8万3000円とする。基礎年金が低すぎるとの批判を受けたもので、2009年度までに基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げるのに合わせて加算制度の運用開始を目指す。

加算制度の検討は、福田政権発足に伴う自民、公明両党の「無年金、低年金を防止する施策の充実等を図る」との連立政権合意に基づくものだ。

原案では、加算の対象となる高齢者は「単身世帯で年収160万円未満、それ以外の世帯は年収200万円未満」を軸に調整している。試算では、65歳以上の高齢者がいる世帯の約18%が該当するという。

月約8万3000円としたのは、「保険料を40年支払った人の受け取れる年金が生活保護費より低いのはおかしい」との声があることを考慮し、単身の高齢者世帯の生活保護費月約8万円（都市部）より高く設定した。加算制度を適用した場合、基礎年金に対する国庫負担割合は6割となる計算だ。基礎年金を基準とする障害者向けの「障害基礎年金」も低所得者層に限定して引き上げる方針だ。

現在の基礎年金制度は、保険料を納めた期間の長さに比例して年金の給付額が決まるため、収入の差は給付額に反映されていない。だが、格差問題への批判などを背景に、政府・与党は、年金の「最低保障機能」を強め、年金の分野でも国が低所得者に手厚く配慮すべきだと判断した。

加算制度に必要な財源は税金でまかなう方針で、約9000億円程度と試算している。ただ、生活保護世帯の年金額が増える分、生活保護費の削減なども見込めることから新たに必要な財源は5000億円との見方もある。

政府・与党は、基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げるための財源の議論と同時に加算制度の財源についても議論する方向だ。参院で第1党となった民主党が基礎年金の全額税方式を主張するなど、年金財源議論は流動的な要素も多く、新たな財源確保ができるかどうかは不透明だ。

以前、[勿凝学問 139](#) で、次のように書いたけど、なにはともあれ、落ち着くべき所に落ち着いて、本当に良かったですね（笑）。お疲れ様でした。

さてさて、「基礎年金を全額税負担に」と言っているのが次期総裁候補、その文章が載ったのが『中央公論』、そしてそしてとビリヤードの玉つきはつづいて、今最も困惑しているのが、読売新聞の年金担当記者たちかな。まあ、がんばりな。政策は、所詮、力が作るのであって正しさが作るのではないんだよ。どの世界もそう。紙面もそういうもんだろう。ここは流れに棹さして わが身を守る生き方をお薦めするね（笑）。

ご参考までに・・・ I

[社会保障安心]年金67歳支給、早くも足音 止まらぬ少子高齢化

政府が昨年暮れに公表した日本の将来推計人口は、少子高齢化が従来の想定より深刻になると予測している。公的年金は今後、給付と負担の再設計を迫られる可能性が高い。政府内では、支給開始年齢をいずれは65歳より高くする必要がある、という声があくすぶる。「年金67歳支給時代」が、いつかやって来るのだろうか。

《3つの提案》

- ・給付と負担の見直し議論を
- ・支給開始年齢、選択制に
- ・定年「65歳以上」も検討必要

◆厳しい見通し

「厳しい見通しが示された」。柳沢厚生労働相は先月22日、新推計の公表を受けた記者会見で、苦渋の表情を浮かべた。

国内の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子供数に近い推計値）は、2005年に1・26まで落ち込んだ。新推計によると、将来も1・26にとどまる。政府がこれまで想定していた1・39から大幅な下方修正となった。

今後、出生率が上向くなどしない限り、何らかの形で年金給付と負担の見直しが避けられそうにない。

政府は04年の年金改革で、給付水準を今後しだいに引き下げることを選んだ一方で、「厚生年金に加入するモデル世帯の受給額は、将来も現役世代の平均収入の50%以上を確保する」と約束した。だが、新推計を前提とすると、他の条件が変わらなければ、4割台に落ち込む見通しだ。

あくまで50%を維持するなら、保険料の引き上げが選択肢となる。ただ、厚生年金の保険料率は17年に18・3%となることが決まっており、政府内では「これ以上は無理」という声が強い。

そこで考えられるのが、厚生年金や国民年金の支給開始年齢を引き上げ、年金財政の負担を減らす案だ。厚労省は当面、引き上げに向けた具体案の検討はしない方向だが、一橋大の高山憲之教授は「いつか政府は、支給開始年齢を67歳か68歳に引き上げようとするだろう」と予想する。

◆海外でも

年齢引き上げの動きは、過去に何度も表面化し、2000年の年金改革では、当時の厚生省が給付削減の選択肢の一つとして、19年から67歳支給にする案を公表した。

海外では、すでに67歳への引き上げを決めた米国に続き、ドイツ政府が昨年、29年までに67歳に引き上げる方針を閣議で決めた。英国政府も、68歳への引き上げを検討する方針を明らかにしている。

「各国とも、日本より少子高齢化の進み方が遅い。それでも年金財政を安定させるために、引

き上げに正面から取り組んでいる」と、日興フィナンシャル・インテリジェンス社会システム研究所の有森美木アナリストは指摘する。

◆遅れた対応

日本人の平均寿命は男性78・53歳、女性85・49歳(05年)。厚生省によると、女性は世界1位、男性は4位の長寿国だ。新推計は、平均寿命が2030年までに男性が3・4歳、女性は3・2歳、さらに延びると予想している。

支給開始年齢の引き上げは不人気政策なので、65歳への引き上げが決まるまでに、旧厚生省が具体案を公表してから20年もかかった。少子高齢化への対応の遅れが、年金財政の悪化を加速させたことは確かだ。今回も、議論を避けているうちに対応が遅れ、後の世代にツケが回る可能性がある。

ご参考までに・・・II

次の提言も興味深いですね。

低所得で保険料を納めきれない人たちへの対策としては、現在ある4段階の保険料免除を、厚生労働省が職権で積極的に適用する仕組みを設ける。

そして、2年前の記事。

[社説] 社会保険庁 めるま湯体質のあきれた不正

2006/05/25, 東京読売新聞 朝刊, 3 ページ

何という体たらくか。社会保険庁の組織体質を象徴するような出来事だ。

東京、大阪、長崎の社会保険事務局が、本人からの申請がないのに、国民年金の保険料を免除する手続きを行っていた。

不正免除は3事務局で4万2000件に上る。件数が突出していた大阪の事務局長が24日、更迭された。

収入が基準より低い人は、手続きをすれば保険料を免除され、納付しなくても無年金者とならずに済む。しかし、受け取れる年金額は大幅に減る。

勝手に手続きをした各事務局は、「本人のためにもなると考えた」と言い訳しているが、詭弁(きべん)であろう。

免除対象となる低収入であっても、将来のため納付しておきたい、という人は少なくない。免除するとしても、本人にそれを自覚してもらうことが、低収入を脱した時の納付再開につながる。頼まれなくても免除するという措置は、年金制度への不公平感も増幅させる。

社保庁職員の行為は結局、自分の業務成績のためだ。保険料の納付率を引き上げるために、未納者からの徴収に努力するのではなく、不正免除によって、手っ取り早く納付義務がある人の数を減らしたのである。姑息(こそく)と言うしかない。

社保庁には民間から村瀬清司長官が乗り込み、保険料の納付率を80%に回復させるとの目標を掲げた。だが、いまだに60%台半ばにとどまっているため、長官は全国の職員に、納付

率向上を強く号令している。

目標に向けて厳しく取り組む村瀬長官の姿勢は、民間なら当然のことだ。問題は、安直な手段で成績を上げようとする社保庁職員の、ぬるま湯体質にある。長官は、一層厳しく職員に意識改革を迫るべきだろう。

同様の不正は、3月に京都でも発覚した。その際に社保庁は全国調査したが、大阪、長崎の事務局は不正の存在を否定していた。東京の不正にいたっては、調査後に行われたというからあきれる。

社保庁は、ほかに不正は無いとしているが、過去の不祥事を思えば鵜呑(うの)みにできない。徹底的な実態調査と厳重な処分を求めたい。

衆院で社保庁改革関連法案の審議が始まった。未納者に対する徴収強化策などを盛り込んでいる。納付率向上のために徴収手段の法的整備は重要である。法案審議も遅滞なく進めるべきだ。

法案が成立すれば、社保庁は「ねんきん事業機構」に改組される。看板の掛け替えに終わらぬよう、ぬるま湯体質を早く一掃しなければならない

余力のある方は、当時、僕が書いていた文章をご参照あれ。

勿凝学問 44 [大いに期待したい“民主党の年金偽装追及チーム”への参考資料をひとつ](#)